

水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書（案）

水俣病は、不知火海沿岸地域住民に塗炭の苦しみを与えました。それは、健康被害だけでなく、差別や偏見など地域住民の分断と混乱をもたらしました。

水俣病も公式確認から70年という長い年月が経過しようとしています。しかし、いまだに救済を求める人たちが後をたたない現状にあります。

これは、住民のいのちと健康を守るべき行政にとって憂慮すべき事態であり、被害者たちが生存しているうちに解決しなければならない重要な課題であると考えます。

昨年5月1日、水俣病犠牲者慰霊後の環境大臣と被害者との懇談の場で被害者の発言中に突然マイクが遮断されるという事態が起きました。

この問題は、国会でも取り上げられ、「国は、水俣病被害者の声に真摯に向き合い、水俣病問題を早期に解決すべきだ」という国民の声が大きく広がっています。

水俣病問題解決は、鹿児島県民にとって放置できない緊急課題です。

国が、そのリーダーシップを発揮し、一日も早く残された水俣病被害者を救済し、水俣病問題を解決していただきますよう心から要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年〇月〇日

阿久根市議会

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
環境大臣	石原 宏高	様